

歌志内市ハチの巣駆除助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅等敷地内にハチが営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるハチの巣を駆除する費用の一部を助成することにより、市民の生命及び財産を守り、安全な生活環境を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ハチ」とは、スズメバチその他人に危害を及ぼすおそれのあるハチをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内においてハチが営巣した建物又は土地を所有し、使用し、若しくは管理する個人又は団体（法人を除く。）であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、前条の助成対象者が駆除業者等に委託して行ったハチの巣駆除に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、駆除を行うために建物の一部を解体する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、15,000円を限度とする。ただし、2個以上のハチの巣を同時に駆除する場合は、20,000円を限度とする。

(事業の認定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、事前に歌志内市ハチの巣駆除助成事業認定申請書（別記第1号様式。以下「認定申請書」という。）に駆除費用の明細が記載された見積書（駆除業者等のもの）を添えて、市長の認定を得なければならない。ただし、緊急を要する場合には、駆除後速やかに認定申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の事業の認定申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、又は必要に応じて調査し、助成金の交付要件に適合すると認めるときは、歌志内市ハチの巣駆除助成金交付認定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業完了報告及び補助金交付申請)

第7条 前条の規定により事業の認定の通知を受けた者は、事業完了後速やかに歌志内市ハチの巣駆除助成事業完了報告及び助成金交付申請書（別記第3号様式。以下「完了報告及び交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の完了報告及び交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該助成金の額を決定し、歌志内市ハチの巣駆除助成事業交付決定書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消)

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 助成金の申請に不正があったとき。

(2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成金の交付を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

(立入調査)

第11条 市長は、この助成事業を適正に執行するため、関係職員の立入検査及び指導を行うことができる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。